報告第６号

専決処分の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年５月２９日提出

亀山市長　　櫻　井　義　之

別　紙

専決処分書

専決第１号

専決処分書

地方自治法第１８０条第１項の規定により、次の事件を専決処分する。

令和８年４月２１日専決

亀山市長　　櫻　井　義　之

庁用車両による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて

１　事故原因及び状況

令和８年２月４日午後４時５０分頃、亀山市東丸町地内の幼稚園跡駐車場において、庁用車両を後退させたところ、後方にあった相手方の車両に接触させ、これを損傷させた。

２　相手方住所及び氏名

[redacted]

３　損害賠償の額

４８，７５２円